

川崎市税収構造の特徴

原 田 博 夫

マウジダ・アブドワイット

1. はじめに

わが国の地方税制は、税収面で太宗を占める法定税に関しては、課税標準・税率とも、ほぼ全国共通な制度が適用されている。地方税制の運用も、全国的に画一化されていて、地方自治体での独自性は発揮しにくい。このことは、国（中央政府）との関係だけでなく、地域間においても、独自の施策が取りにくいことを意味している。

川崎市のように、潜在的に税源の豊かな政令指定都市であっても、税制面では、一般の市町村とほとんど変わらない状況下にある。地域間関係では、経済活動あるいは課税標準が他の自治体より潤沢であれば、当該自治体の税収は相対的には豊かである。しかし、国（中央政府）との関係においては、税源に見合った税制・税収をみずみず放棄させられている。こうした、税制面での制度上・運用上の中央集権体制は、さらなる地方分権・地域主権を進める上では、大いに問題がある。

本報告では、市税のみならず、国税、県税に関しても、税収面での基本的なデータを、川崎市域をベースに集計・把握することで、政令指定都市・川崎市の特徴を浮かび上がらせたい。

2. 市制と税制データの特徴

わが国の税制は、課税主体ごとに、国税、道府県税、市町村税に分かれている。川崎市は政令指定都市ではあるが、税制としては市町村税制が適用されている。つまり、税制に関しては、政令指定都市とその他の一般の市町村では、差異がない。その上で、この市税制は、川崎市域全域に適用されている。しかし同時に、川崎市域に適用されている税制には、国税と神奈川県税もある。けれども、この川崎市域に適用されている国税と県税に関する税収データの統計は、川崎市に限らず一般的には公表されていない。

一般的には、川崎市の税収データとしては、予算にせよ決算にせよ、市税（年度ベース）のみ

が収録され、公表されている。これは課税権の関係で、当然である。しかし、『川崎市統計書』には、川崎市域からの国税データと県税データも、併せて収録されている。要するに、川崎市域を所管する各税務事務署（所）からの税収データである。具体的には、国税データは、東京国税局所管の川崎南税務署、川崎北税務署、川崎西税務署である。県税データは、神奈川県総務部税務課所管の川崎県税事務所、高津県税事務所、麻生県税事務所である。

そもそも、この国税データと県税データは、課税権・徴税事務の関係では本来は、地方自治体である市域単位でデータを管理すべき必要はないため、一般的には、この市域単位の国税データあるいは県税データは公表されていない。その意味では、この種のデータは、確定値というよりは参考値としての役割しか持たない。しかし、参考値にせよ、まったく根拠の無いものというわけではなく、貴重な基礎データであることは間違い無い。したがって、本稿では、この市域単位の国税データと県税データをフルに活用して、川崎市域からの税収構造を分析してみたい。

なお、今回の分析で利用したデータは、税収データ（決算値ベース）は昭和50年（1975）～平成16年（2004）で、市民経済計算データ関係は『県民経済計算年報』ベースによる昭和50年（1975）～平成15年（2003）で、いずれも年度データである。

その他に、今回のデータ作成に際して税制に関して行った本稿でのいくつかの特有の処理に関しては、以下の通りである。

第1に、物品税と消費税に関しては、この間に、税制の改廃・導入・税率引き上げが行われた。個別間接税である物品税は昭和63年度（1988）まで存在し、それに代わるものとして、広範な一般消費課税としての消費税が平成元年度（1989）から導入された。川崎市の税収構造や全国値に占める占有割合を分析する本稿の趣旨からいえば、両者を区別する必要はなく、連続して扱っても問題ない。ただ、平成元年度（1989）以降の消費税は、税制およびその収納状況としては、消費税率が3%だった制度発足以来平成8年度（1996）までは消費税（国税）と消費譲与税（国税）として扱われ、消費税率が5%となった平成9年度（1997）以降は消費税（国税）と地方消費税（道府県税）として扱われている。したがって、本稿の範囲でいえば、昭和63年度（1988）までは物品税、平成元年度（1989）～平成8年度（1996）は消費税+消費譲与税、平成9年度（1997）～は消費税+地方消費税を、一括して「物品税・消費税」として表記することにする。

第2に、個人住民税に関しては、道府県民税と市町村民税とも、個人均等割と所得割の合計額である。

第3に、法人住民税に関しては、道府県民税と市町村民税とも、法人均等割と法人税割の合計額である。

第4に、固定資産税に関しては、市町村税の、土地、家屋、償却資産、交付金の合計額である。大規模償却資産を対象とする道府県固定資産税は含まない。

第5に、法人二税（県税）とは、道府県税の中の道府県民税（法人）と法人事業税の合計である。

第6に、税収および経済活動（国内総生産あるいは国民所得など）に関するデータは、日本全体と川崎市域を対象にしたものからなる。前者が全国値データで、後者が川崎市データである。税収データで、国税、県税の場合は、通常の意味では川崎市データは存在しないが、本稿では、

参考値としてこれを使う。市町村税の全国値データとは、日本全体の市町村税の集計値である。

3. 川崎市税制の特徴

市税収入の歳入総額に占める割合は（図1）、平成16年度（2004）決算で全国値37.6%であるの対して、川崎市49.6%で、ほぼ恒常的に、川崎市の財政的な自立度の高さと、全国的に見た場合の相対的な富裕さが読み取れる。

市税総額に占める主要税目の税収ウェイトは、近年の状況に関しては、全国値では（図2）、固定資産税、市民税（個人）、市民税（法人）、都市計画税であるの対して、川崎市では（図3）、固定資産税、市民税（個人）、都市計画税、市民税（法人）の順である。川崎市の市民税（法人）のウェイトの低さが特徴的である。

このことを、市税収入が全国値に占める割合からも確認してみる。まず、図4では、市税総額（2004年度で1.3%）を基準にすると、市民税（法人）は0.5%程度低く、都市計画税は0.5%程度高く、事業所税にいたっては2.7%のウェイトに及んでいる。

川崎市域からの国税あるいは県税としての税収が全国値に占める割合をみると、まず国税の場合は（図5）、揮発油税での突出したウェイトの高さが目を付く。国税総額で2%程度であるの対して、揮発油税の場合、その課税方式のためとはいえ、13%にも及んでいる。それに対して、法人税の場合は、0.6%程度と最も低くなっている。要するに、揮発油税の場合は石油基地・施設が集中的に川崎市（臨海部）に所在していること、法人税の場合は法人の本社所在の税務署に納税されるため、仮に川崎市に工場・事業所が所在しても、本社が東京都にある場合はやはり都内の税務署に納税されてしまうからである。次いで、県税の場合は（図6）、県税総額（2004年度で0.7%）を基準にしてみると、軽油引取税でそれを下回る以外は、ほぼすべての主要な県税目で税収ウェイトが高くなっている。とりわけ、県民税（個人）のウェイトの高さ（2004年度で1.5%）と安定的な傾向が特徴的である。

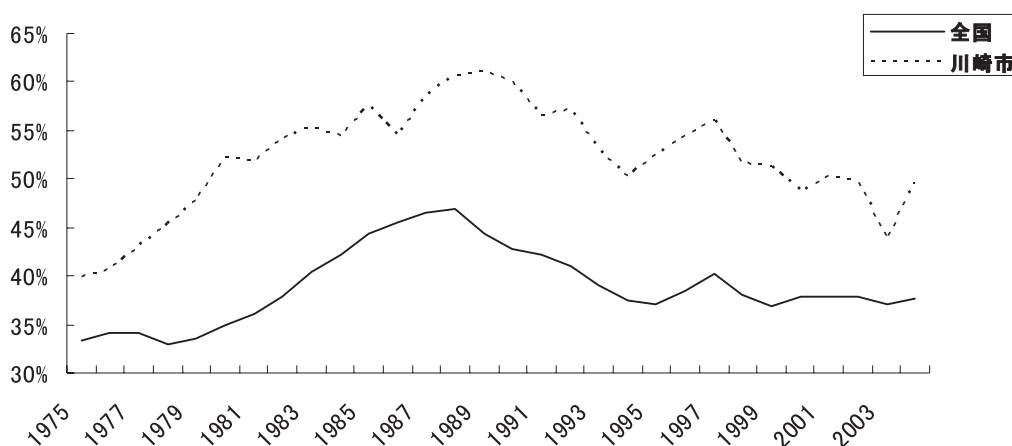


図1 市町村税の歳入総額に占める割合

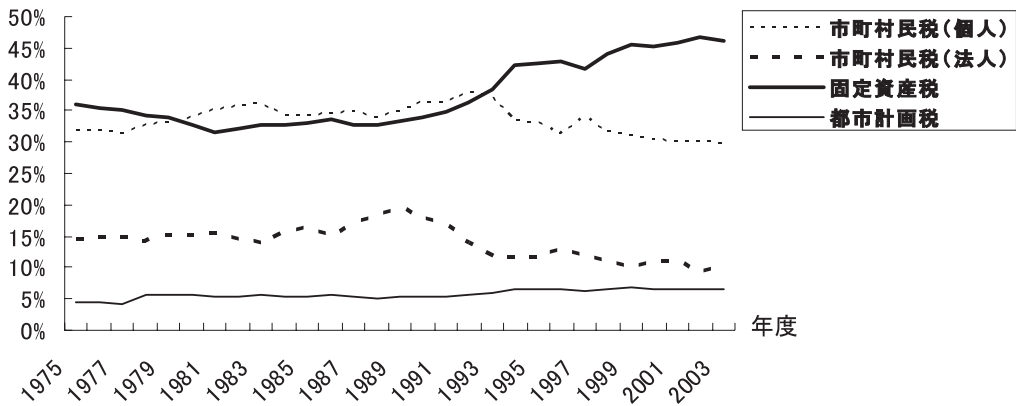


図2 市町村税収入の割合(全国値)

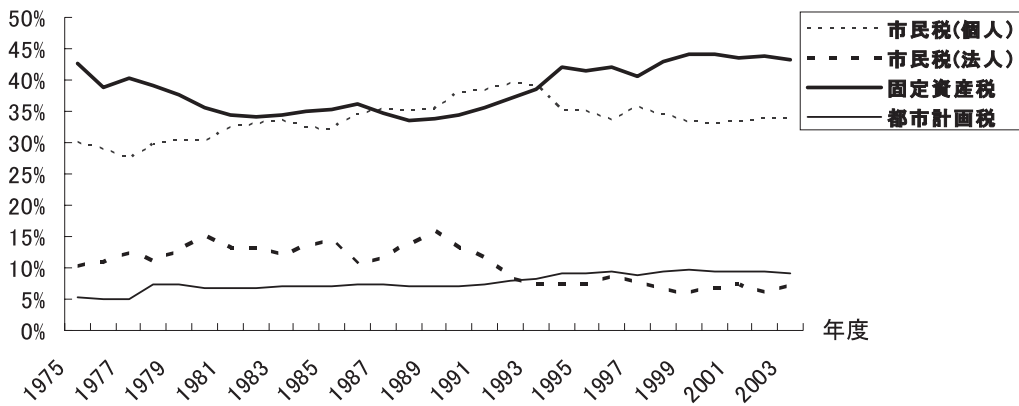


図3 市税収入の割合(川崎市)

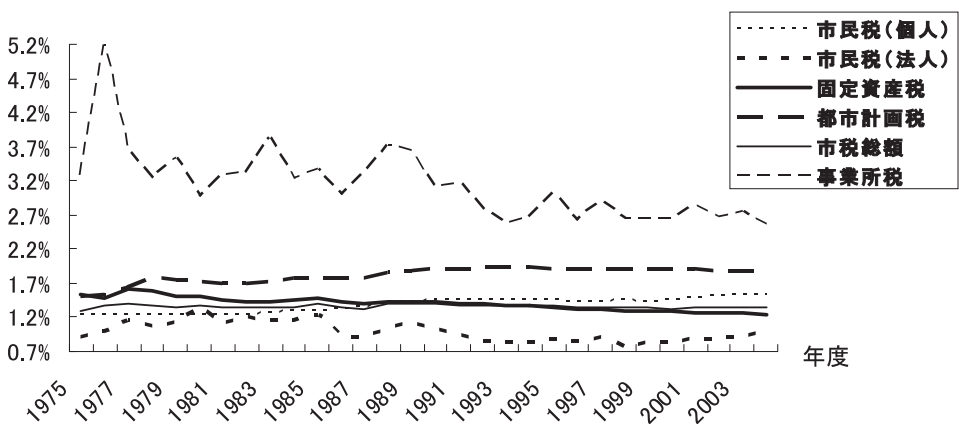


図4 市税(川崎市)の全国値に占める割合

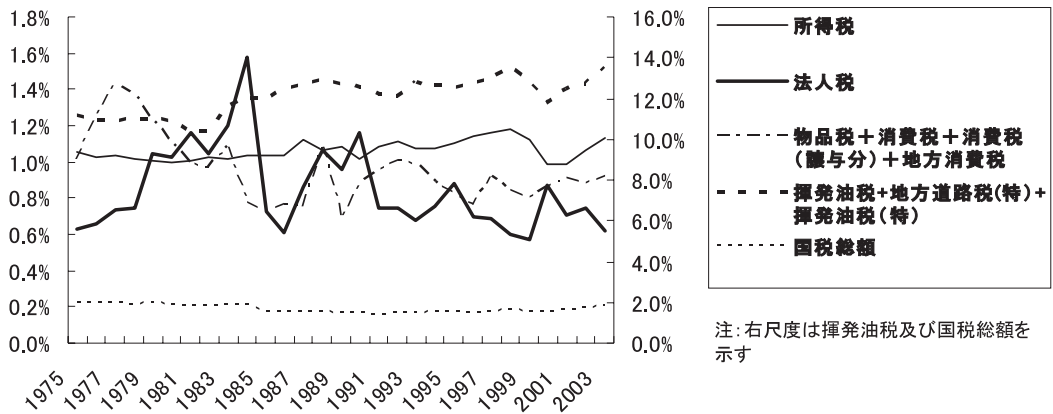


図5 国税(川崎市)の全国値に占める割合

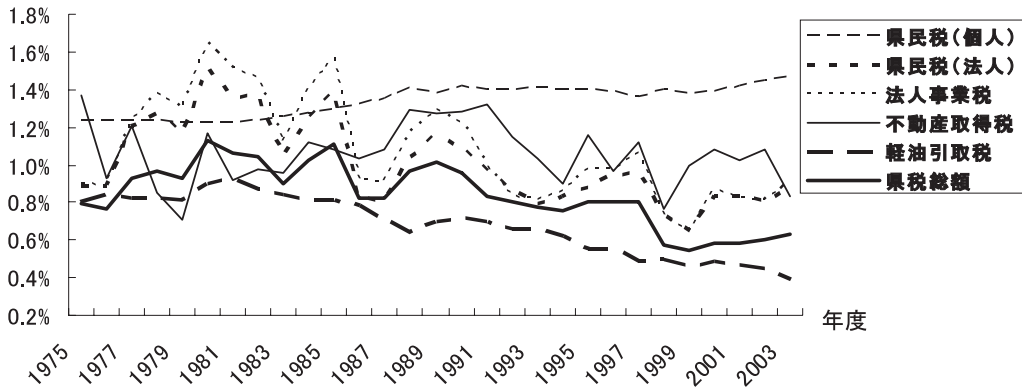


図6 県税(川崎市)の全国値に占める割合

4. 個別税目での、全国値に占める川崎市の割合

市民税（個人）については、図7に、全国値に占める川崎市の割合が、均等割と所得割について表示してある。税収面では、均等割の割合は1.9%（2004年度の全国値）に過ぎず、極めて僅少である。しかし、全国値に占める川崎市の割合は、所得割では徐々にそのウェイトが高まっているのに対して、均等割ではわずかではあるが低下している。とくに、2004年度には、顕著に落ち込んでいる。これは、市町村民税（個人）均等割の課税方式が、それ以前の3方式（人口規模に応じて年額3,000円、2,500円、2,000円と異なる）から人口規模に関わらず年額3,000円に全国的に統一されたことによる。したがって、それ以前に2,500円、2,000円を適用していた人口規模の少ない地方自治体では、この均等割の税収が増収となったのに対して、それ以前には最高税率3,000円が適用されていた川崎市では、相対的にその税収ウェイトが低下したのである。

市民税（法人）については、図8に、全国値に占める川崎市の割合が、法人均等割と法人税割について表示してある。市民税（法人）に占める法人均等割の割合も18.1%（2004年度の全国値）

と少ないが、個人分の場合ほど僅少ではない。しかも、全国値に占める川崎市の割合の経年的な変化はほとんど見られない。ただ、法人税割では、1980年代から90年代半ばにかけてそのウェイトに多少の変動が見られるものの、その振幅は1.4%（1991年）から0.8%（1999年）の幅におさまる。元々景気変動の激しいこの税目としては、こうした変動は避けられないといえよう。

固定資産税については図9である。総額で見ると、この期間中にほとんどウェイトの変化は見られない。土地と家屋についても、土地のウェイトが総額よりやや高く、家屋のウェイトが総額よりやや低いことを除けば、この期間中のウェイトの変化は見られない。しかし、償却資産に関しては、1980年代半ば以降から明らかに低下傾向にある。これは、企業の償却資産・装置・設備が近年全般的に縮減されてきていること、川崎市から重厚長大型の装置・設備産業が次第に撤退していること、装置・設備の設置にリース方式を採用するようになったことなどが確実に反映している。また、交納付金は、固定資産税の内訳としては一貫して最も低いウェイトになっている。これは、国有（あるいは県有）財産や行政資産などが、川崎市域にあまり整備・配置されていないことを反映しているものと見ることができよう。

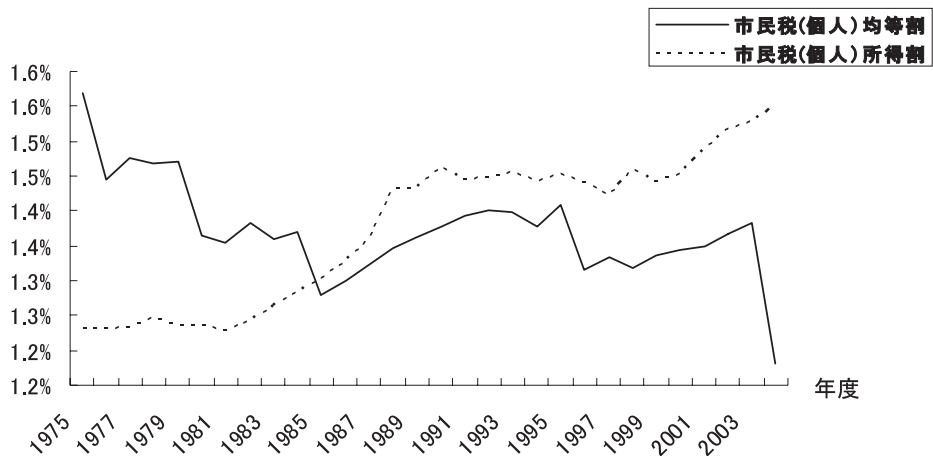


図7 全国値に占める川崎市の割合

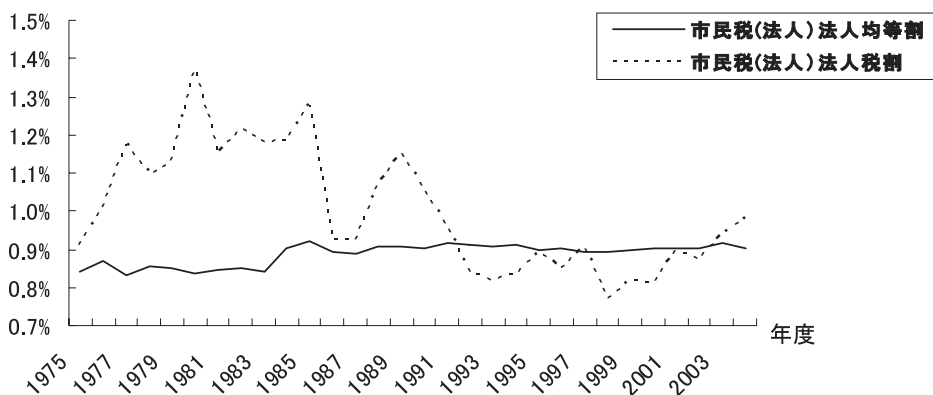


図8 全国値に占める川崎市の割合

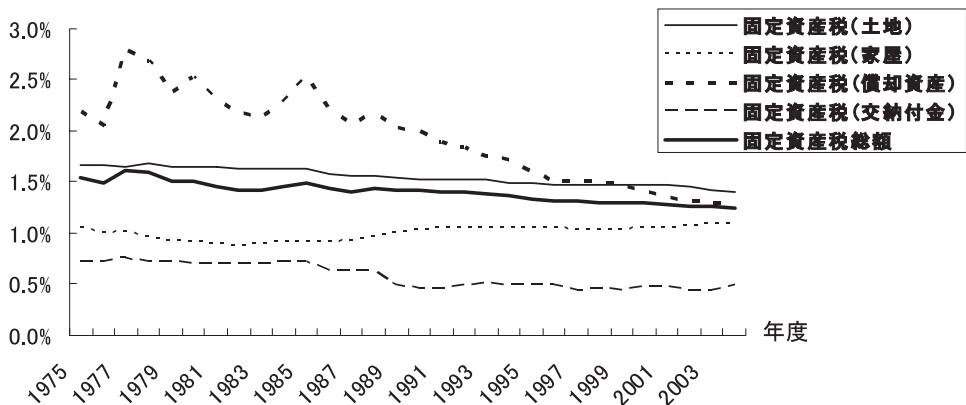


図9 全国値に占める川崎市の割合

5. 住民一人当たり税額の、全国値との比較

国税、県税、市税の住民一人当たり額を、全国値と川崎市で比較対照してみよう。

まず、国税の場合の全国値は図10である。2004年度の国税総額は約32万円だが、内訳としては所得税の8万円、消費税と法人税の各7万円ではほぼ同程度である。経年的には、法人税がかつては所得税に肩を並べていたが、1990年代後半以降は消費税以下の税収にとどまることが多くなっている。さらに、所得税の税収も1990年代初頭に比べると、明らかに低下している。要するに、消費税収が安定的かつ確実な税源として定着している状況が明白である。

同じ国税一人当たり額を川崎市でみたのが図11である。2004年度の国税総額は約62万円で、全国値(図10)のほぼ倍である。しかし、所得税、消費税、法人税の一人当たり額は、全国値の場合と比べて必ずしも高いわけではなく、ほぼ同程度である。顕著に高いのは揮発油税で、35万円にも及んでいる。要するに、この分だけ、川崎市域からの国税の税収額は多額に上っているのである。

次いで、県税の場合の全国値は図12である。2004年度の県税総額は11万円だが、内訳としては、法人事業税4万円、県民税(個人)2万円、県民税(法人)1万円、となっている。税収変動は、基本的に、法人事業税によってもたらされるものと理解できる。川崎市の県税は図13である。2004年度の県税総額は8万円で、内訳としては、法人事業税4万円、県民税(個人)3万円、県民税(法人)1万円弱である。1990年代初頭には、全国の県税総額とほぼ同程度だったが、近年の川崎市はそれを下回っている。これは、川崎市における法人事業税の税収変動(減少)が、県税総額の変動(減少)に反映している。

市町村税の全国値は図14である。2004年度の市町村税総額は14万円で、その内訳は固定資産税7万円、市民税(個人)4万円、市民税(法人)1.5万円、都市計画税1万円である。対する川崎市は図15で、2004年度の市税総額は20万円で、その内訳は固定資産税8万円、市民税(個人)6万円、都市計画税と市民税(法人)がともに1万円程度である。要するに、全国値と比べて川崎市は、固定資産税と市民税(個人)では、一人当たり額でみて各1~2万円程度上回っているが、市民税(法人)と都市計画税では、特に顕著な差はない。

以上の観察からは、川崎市域の税収の特徴としては、国税における揮発油税の税収の突出振り（図11）、県税における法人事業税の影響の大きさ（図13）、市税における固定資産税と市民税（個人）の堅調振り（図15）が目立つのである。

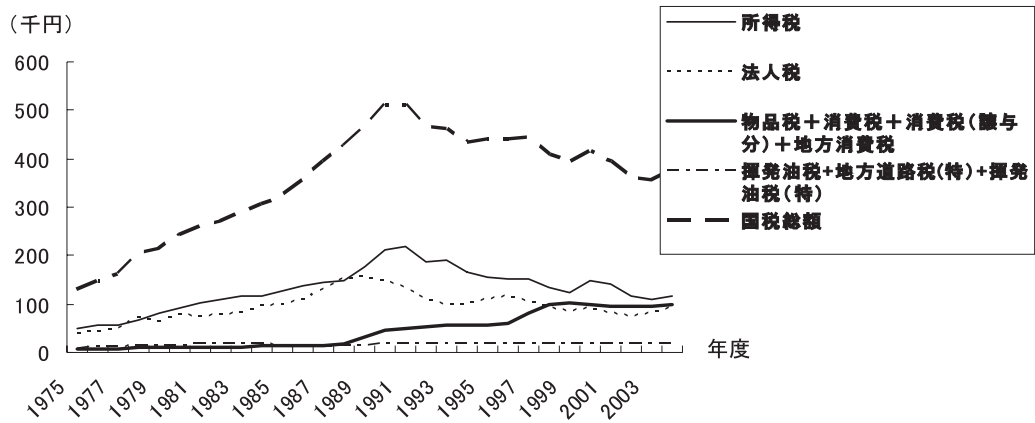


図10 国税(全国値)一人当り額

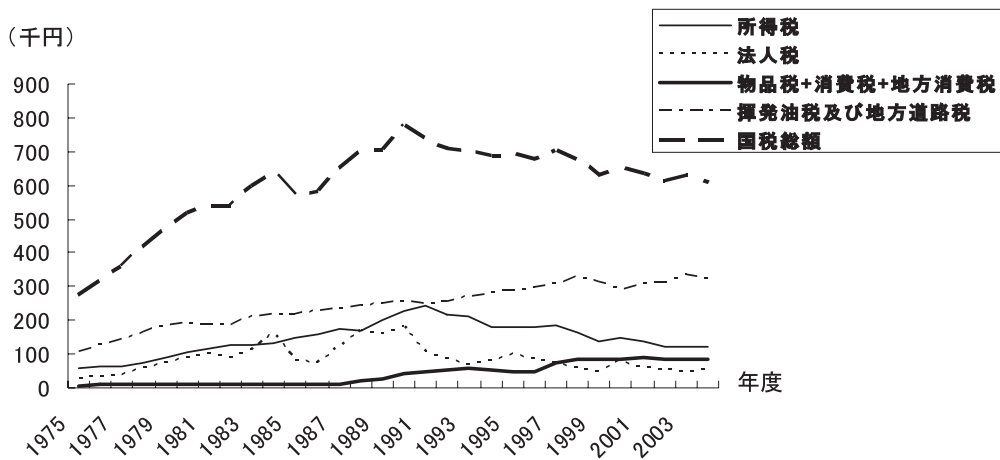


図11 国税(川崎市)一人当り額

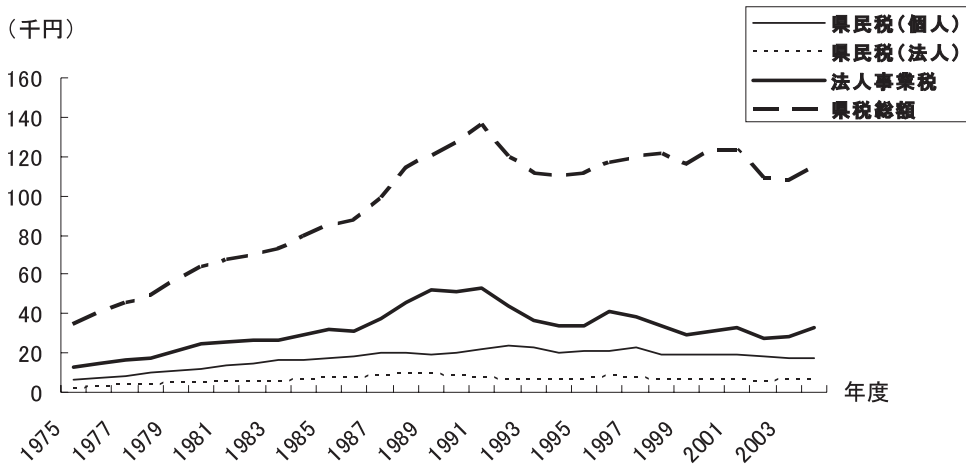


図12 県税(全国値)一人当り額

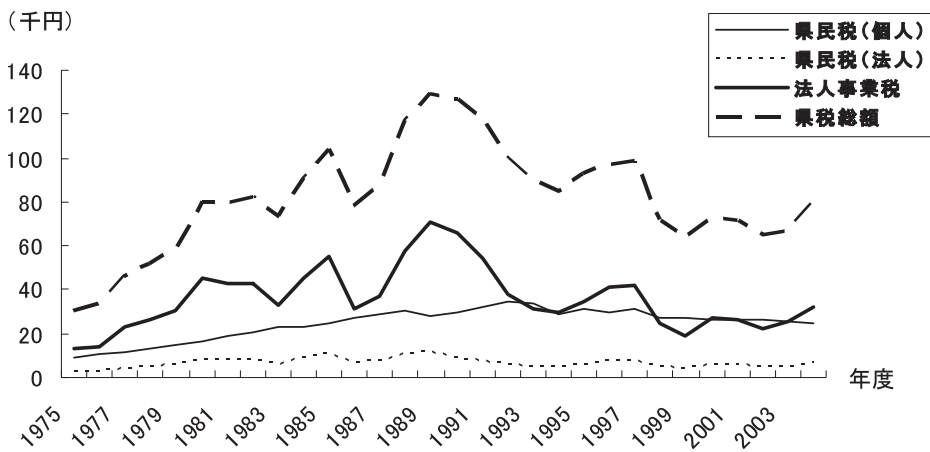


図13 県税(川崎市)一人当り

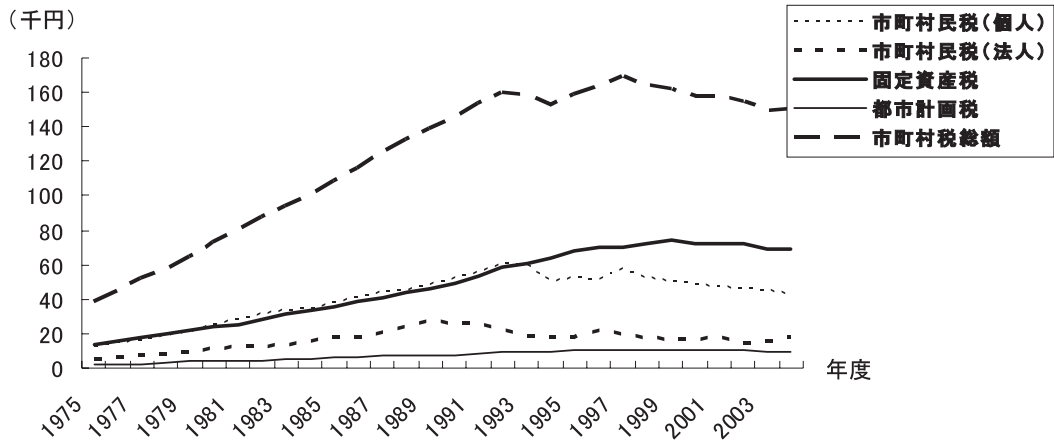


図14 市町村税(全国値)一人当り額

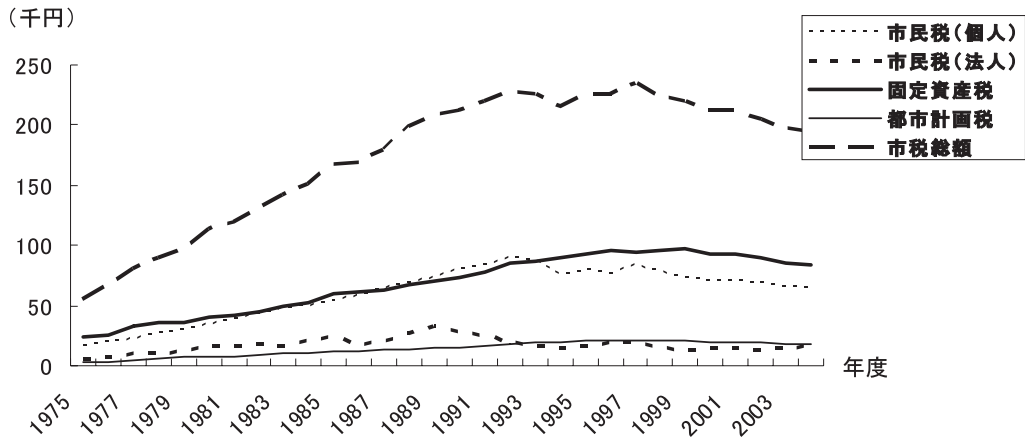


図15 市税(川崎市)一人当たり額

6. 全国値との対比による川崎市の租税負担率

租税負担率について、全国と川崎市を比較してみよう。ここでの租税負担率とは、基本的に、税収が国内（市内）総生産に占める比率である。ただし、所得課税については、国民（市民）所得をベースとする。まずは、個別税目ではなく、課税主体ごとに集約された国税、県税、市町村税で、検討してみる。

まず、図16に、国税、道府県税、市町村税の租税負担率を、全国値について示す。租税負担率は、国税では、1970年代の7%台から、1990年には13%超にまで達したが、その後低下し、1990年代後半からは再び9%台である。県税でも、1970年代半ばの2.5%程度から上昇し、1990年前後には3.5%に達したが、その後低下した。しかし、1990年代後半からは再び上昇し、3.0%に及んでいる。市町村税では、1975年の2.0%台後半から、1980年代後半には4.0%程度に上昇し、その後ほとんど変化が無い。負担率のレベルとしては、国税が一番高く、その1/3程度で市町村税、さらに県税がわずかに下回っている。経年的な変化としては、1990年前後までは、国税、県税、市町村税いずれも、上昇傾向にあったが、その後、国税では明白な低下傾向にあり、市町村税ではほぼ横ばい、県税では1990年代後半に低下から上昇に転じている。つまり、1990年前後以降は、景気減退による税収減のためか、景気対策としての減税政策の故か、税収の弾力性は、国税では低下しているのに対して、市町村税ではほとんど変化が無く、県税では低下の後反転している。

図17には、同じく3つの租税負担率を、川崎市について示す。ただ、ここでの国税、県税とは、あくまでも川崎市域で発生し、収納された税収額である。租税負担率のレベルでは、国税が最も高く、次いで市税で、県税は最も低い。この傾向は、全国値（図16）の場合と基本的には同様である。しかし、この川崎市では、国税の場合は、この期間、17.0%程度であり、トレンドの変化は生じていない。県税では、1.0%台後半から3.0%程度の範囲をかなり変動しているが、1990年の3%強からは傾向的に低下している。市税では、1975年の3.5%程度から傾向的に上昇し、2001年には6.0%程度にまで達し、その後もその水準をほぼ維持している。

この川崎市（図17）の動向を全国値（図16）の動向と比較すると、とりわけ市税の負担率の動向に顕著な違いがある。つまり、全国値では1980年代後半以降横這いなのに対して、川崎市ではこの時期でも顕著に上昇しているのである。このことをより詳細に、国税、県税、市町村税の租税負担率を、それぞれ全国と川崎市で対比して確認したものが、以下の図18（国税）、図19（県税）、図20（市町村税）である。この対比から、国税の租税負担率は川崎市が全国に比べて4～7%ほど高く（図18）、県税の租税負担率では川崎市が0.5～1%程度低い（図19）ことが分かる。川崎市の市町村税の租税負担率はこの期間中は一貫して高いが、1980年代後半までは1%前後の高さだったのに対して、全国の租税負担率がその後横這いだったこともあり、次第に格差が開き、1990年代後半以降は2%程度上回っている（図20）。要するに、現行税制の下で、川崎市の市税収入は、僅かではあるが、その税収調達の数回をを上昇させているのである。

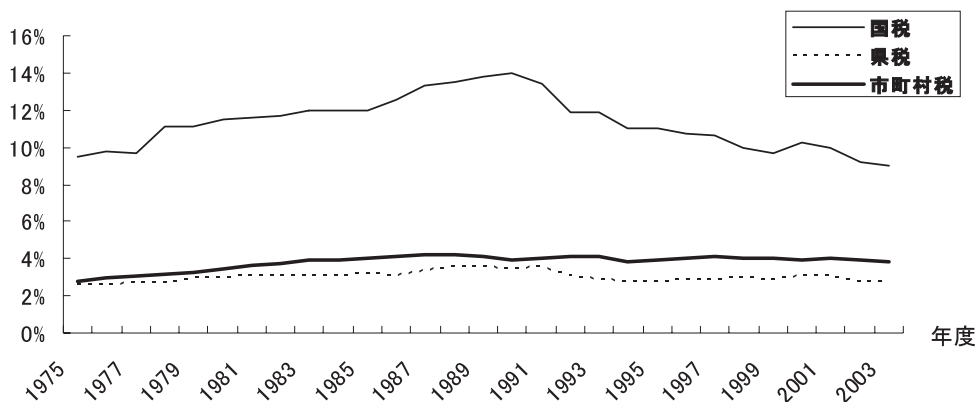


図16 国内総生産に対する租税負担率(全国)

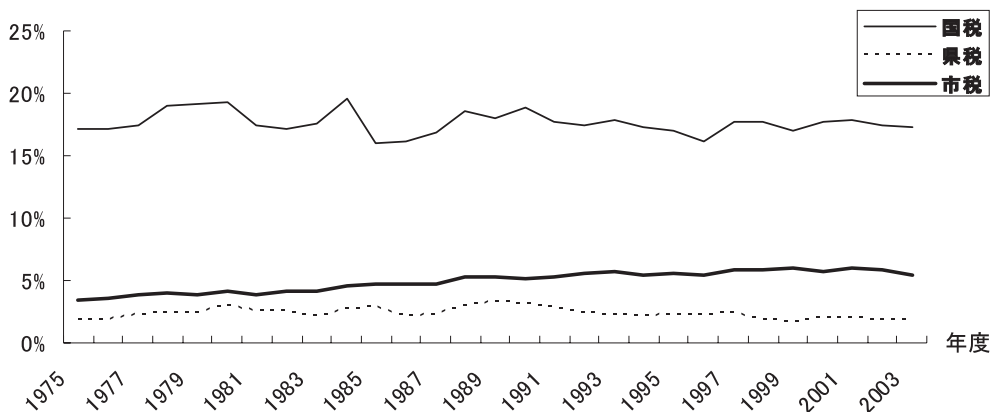


図17 市内総生産に対する租税負担率(川崎市)

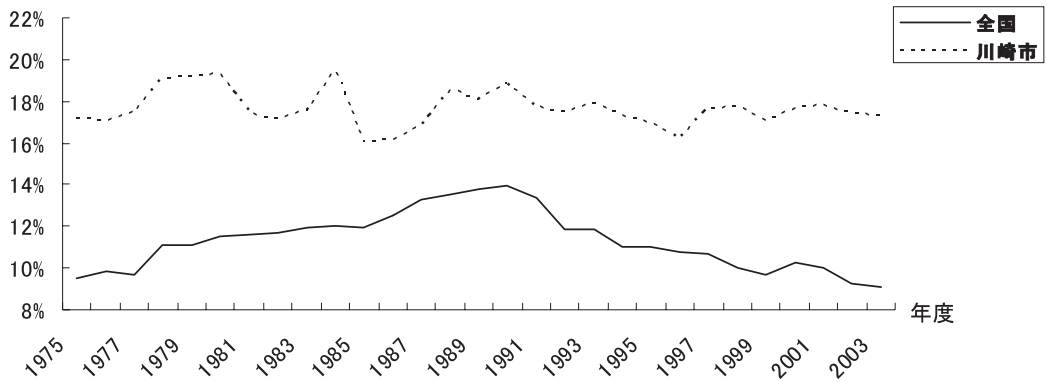


図18 国内(市内)総生産に対する租税負担率(国税)

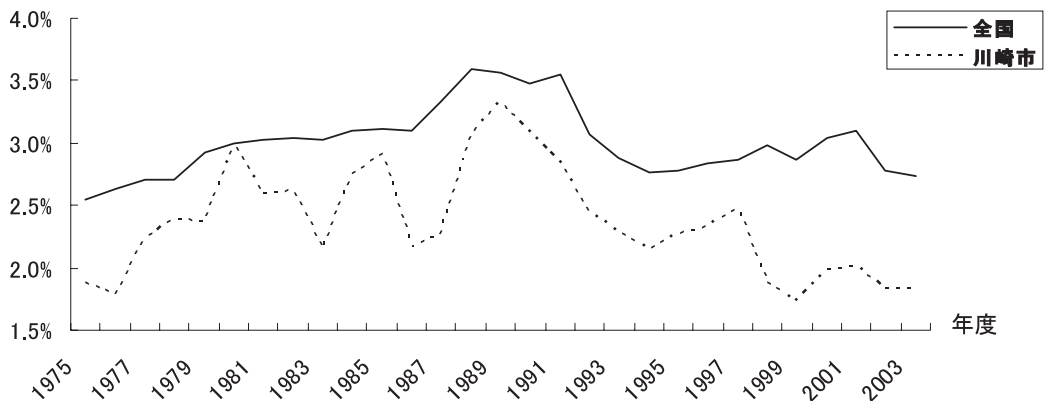


図19 国内(市内)総生産に対する租税負担率(県税)

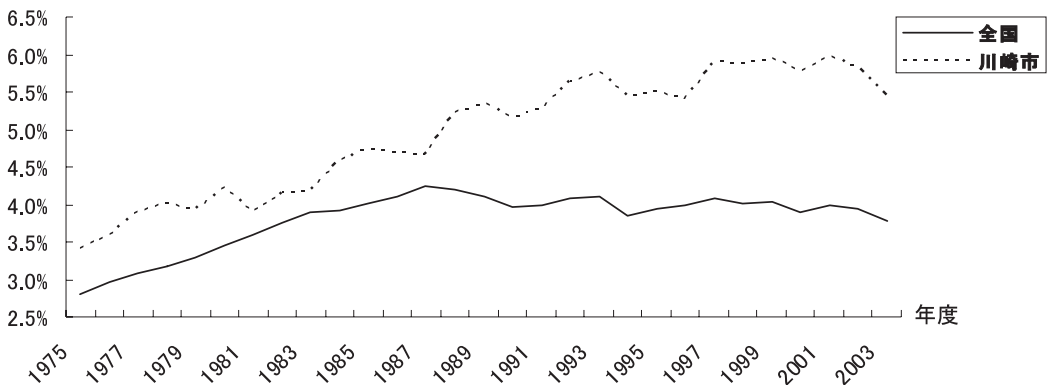


図20 国内(市内)総生産に対する租税負担率(市町村税)

次いで、主要税目とりわけ法人所得課税と所得課税に着目して、その課税標準に対する租税負担率を、全国値と川崎市で対比してみよう。なお、所得課税については、その租税負担率を国民所得（あるいは市民所得）に対する比率で表示する。

法人税、法人二税（県民税（法人）と法人事業税）、市町村民税（法人）の、国内総生産対す

る租税負担率が図21（全国値）で、市民総生産に対する租税負担率が図22（川崎市）である。法人税の負担率は、全国値（図21）では、1980年代後半の4%強のレベルから低下し、近年は2%程度である。川崎市（図22）では、1980年代初頭ならびに後半から1990年代初めにかけて、やはり4%強を記録したが、近年は1%程度に落ち込んでいる。要するに、法人税の負担率に関しては、川崎市の水準は全国値のそれより1%程度低い、川崎市の変動は全国値の変動以上に振幅の激しいものとなっている。

対して、法人二税（県税）と市町村民税（法人）は、全国値（図21）でも川崎市（図22）でもほとんど年度間変動は生じていない。ただ、そのウェイトの順位が逆転していることは注目してよい。つまり、租税負担率は、全国値（図21）では、市町村民税（法人）よりも法人二税（県税）の方が2倍程度高くなっているのに対して、川崎市（図22）では、逆に、市民税（法人）の方が法人二税（県税）の2倍程度高くなっている。これは、川崎市の市民税（法人）の租税負担率が高くなっているというよりは、川崎市の法人二税（県税）の負担率が極めて低い値になっていることによる。要するに、川崎市には税制上、法人二税（県税）の課税権がないため、川崎市域で生じている税収が必ずしもそのまま川崎での税収と把握・計測されていないからである。

図23と図24は、所得課税の租税負担率なので、国民（市民）所得をベースにする。所得税、県民税（個人）、市町村民税（個人）の租税負担率の全国値が図23で、川崎市が図24である。所得税の場合は、全国値（図23）では、1990年代初頭の7%程度をピークに記念は4%程度に低下している。これは、課税標準である所得の減少が1990年代半ば以降生じていることに加えて、この期間にそれ以上の減税政策が採られたことを反映している。この租税負担率は、川崎市（図24）でも、ほぼ同様な傾向を示しているが、1990年代初頭のピーク時点での負担率が6%程度なため、変動幅はそれほど大きくなっていない。市町村民税（個人）と県民税（個人）の負担率は、全国値（図23）と川崎市（図24）でいずれも類似の傾向と水準である。租税負担率は、いずれでも、市町村民税（個人）が県民税（個人）の2倍程度である。

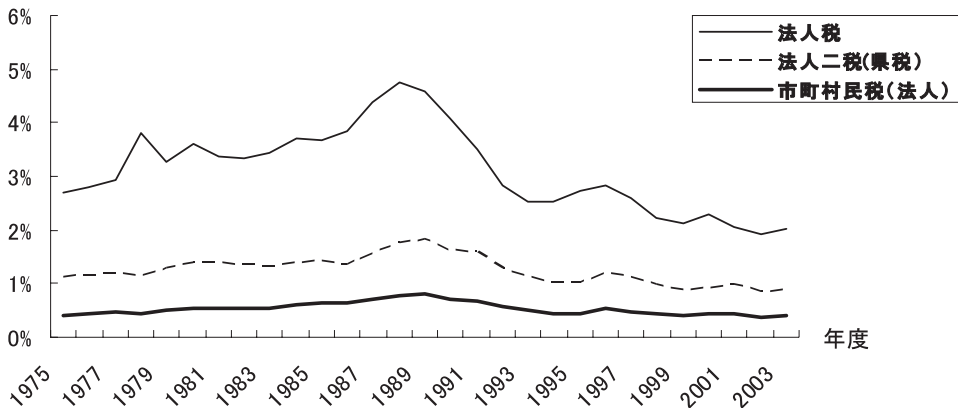


図21 国内総生産に対する租税負担率(全国)

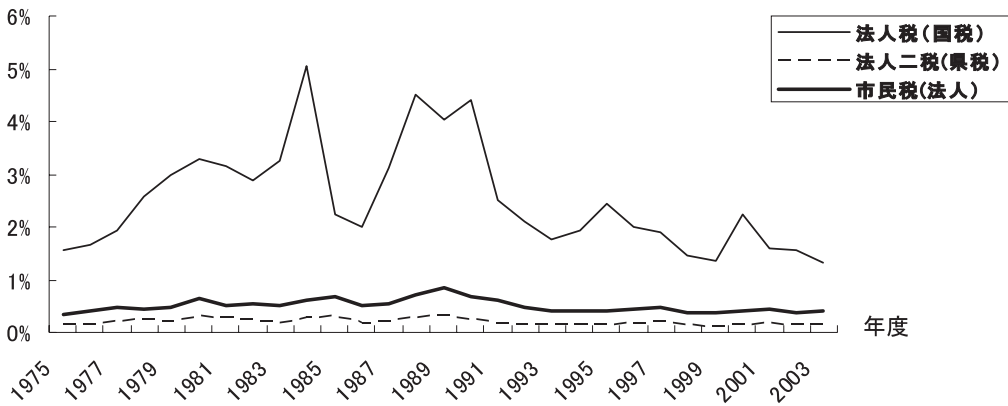


図22 市内総生産に対する租税負担率(川崎市)

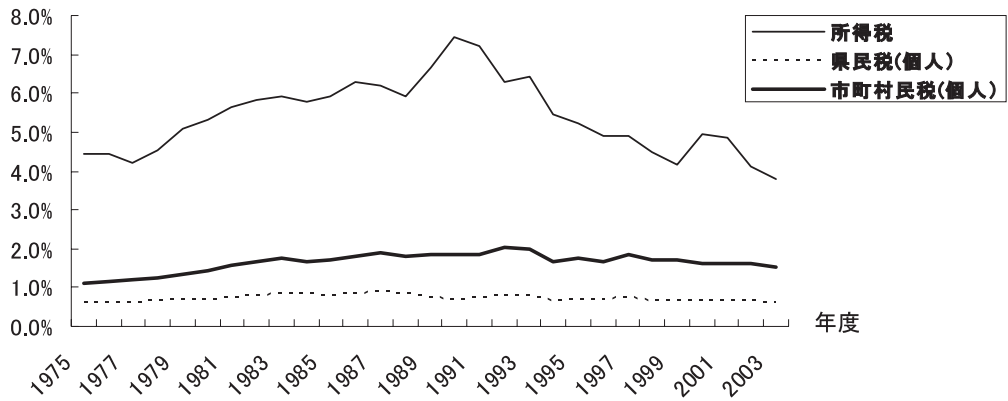


図23 国民所得に対する租税負担率(全国)

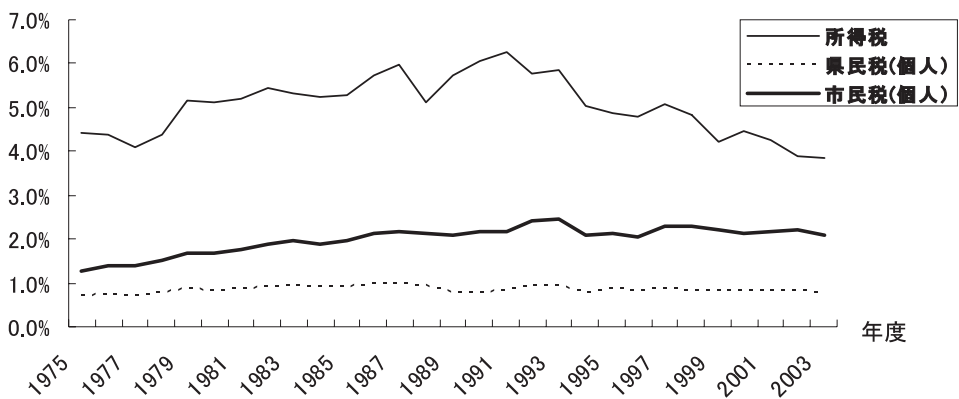


図24 市民所得に対する租税負担率(川崎市)

7. 従業者一人当り税額、事業所当り税額による比較

上記の分析から、川崎市の税収構造の特徴は、法人関係税目の税収がどのように徴収できているか、にあることが分かる。したがって、本節では、法人関係税の税収状況を、従業者一人当りあるいは事業所当りの税収額によってより詳細に分析することにしよう。なお、従業者数および事業所数は、総務省統計局『事業所・企業統計調査』によっている。ただ、この統計調査は、昭和23年（1948）以降56年（1981）までは3年ごと、その後5年ごとに行われ、平成8年（1996）調査以降は、調査3年目に当る調査を簡易調査としている。平成16年（2004）調査はこの簡易調査に当たる。そのため、従業者・事業所に関連する以下の分析に用いるデータ年次は、1975、1978、1981、1986、1991、1999、2001、2004年の8ヵ年である。

まず、基準として、従業者一人当り国内（市内）総生産の割合を、図25に表示する。全国値も川崎市の値もこの期間（1975年から2004年まで）、一貫して上昇しており、全国値は1.57倍、川崎市は2.08倍に増加している。しかも両者の関係は、この期間ほぼ一定していて、川崎市が全国値を常に上回っている。その度合いは、1975年1.11倍だったが、2004年1.47倍へと一貫して拡大している。

そこで、法人税（国税）、県民税（法人）、市民税（法人）の、従業者一人当り税収額をとってみると、全国値が図26で、川崎市が図27である。従業者一人当り税収額で見ると、税収額そのものの大きさに依存して、従業者一人当り税額でも法人税は圧倒的な大きさである。以下、県民税（法人）、市民税（法人）と下がる。しかも、これら3税の従業者一人当り税額の水準やその順位関係などは、この期間、全国値でも川崎市でもほとんど変化がない。

ただ、詳細に比較すると、やや異なった状況が見えてくる。まず、従業者一人当り法人税（国税）の場合は図28である。全国値も川崎市もこの期間、上昇している。しかし、1986年までは全国値が川崎市を上回っていたが、それ以降は、川崎市の上昇が顕著で、現在ではかなりの開きが出ている。図29には、従業者一人当り県民税（法人）の場合が表示されている。この場合も、全国値と川崎市はいずれもこの期間上昇しているが（川崎市の2004年のみ若干減少している）、1981年以降の川崎市は顕著に全国値を上回っている。この県民税（法人）とほとんど同様な傾向は、従業者一人当り市民税（法人）でも見ることができる（図30）。このように、法人税（国税）、県民税（法人）、市民税（法人）のいずれでも、従業者一人当り税額が全国値、川崎市とも経年的に上昇している中で、とりわけ川崎市の上昇率が全国値を上回っていることは、川崎市における法人関係税収の（全国値に占める）相対的な割合が上昇しているか、あるいは、川崎市における従業者の（全国値に占める）相対的な割合が低下していることを反映している。

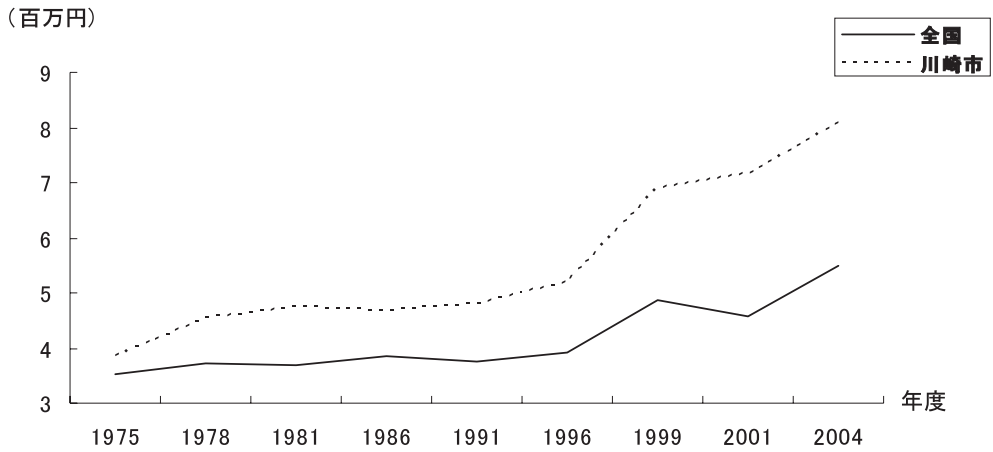


図25 従業員一人当たり国内(市内)総生産の割合

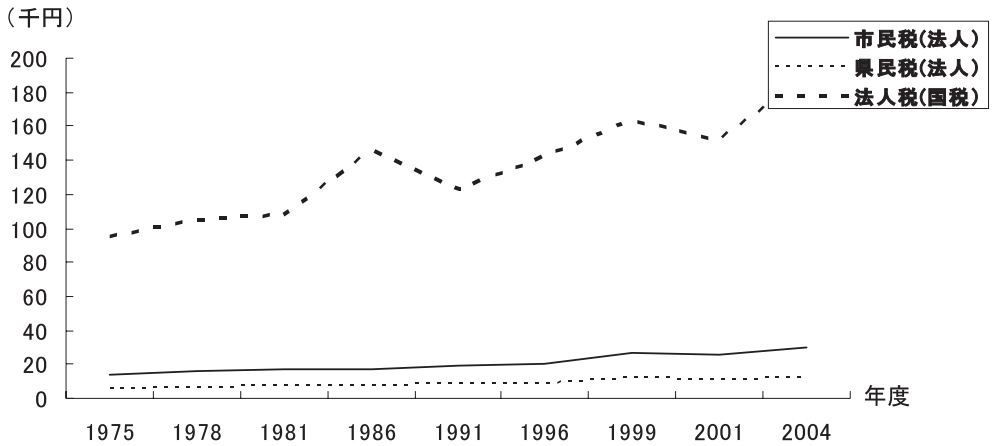


図26 従業員一人当たり税額(全国)

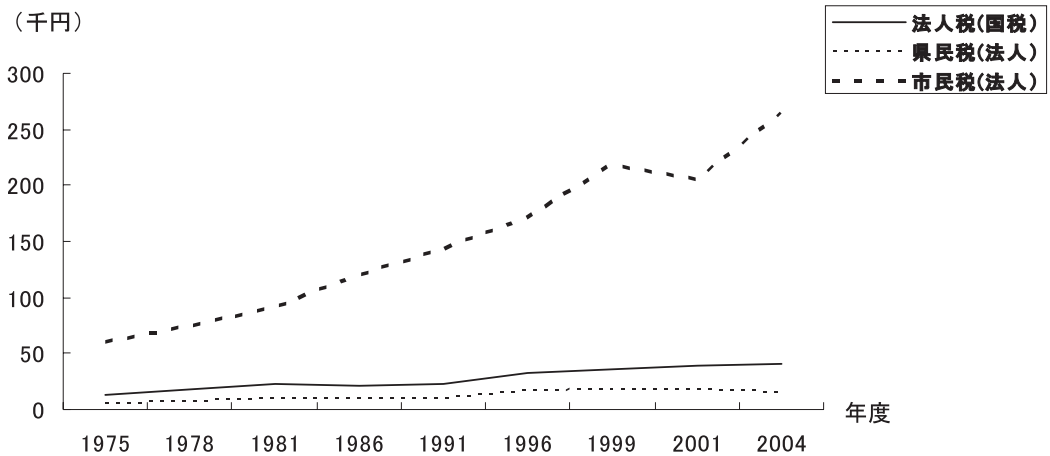


図27 従業員一人当たり税額(川崎市)

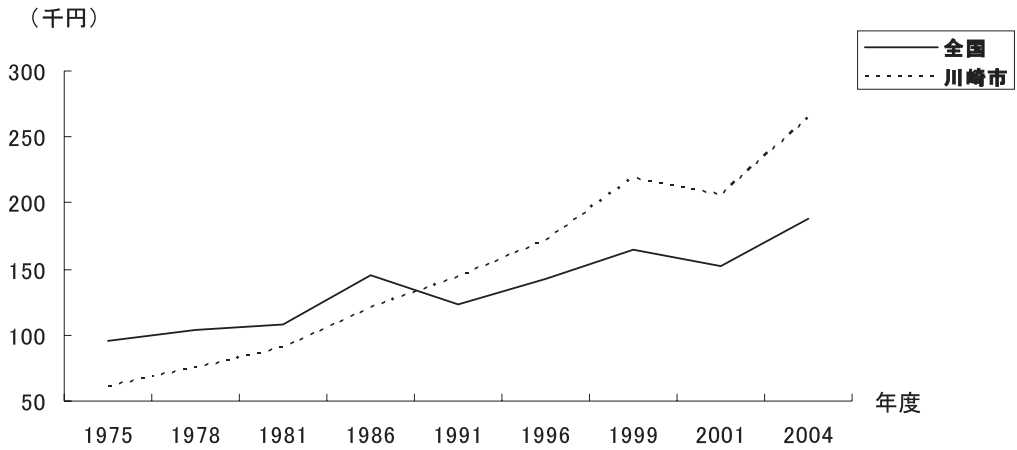


図28 従業員一人当たり法人税(国税)

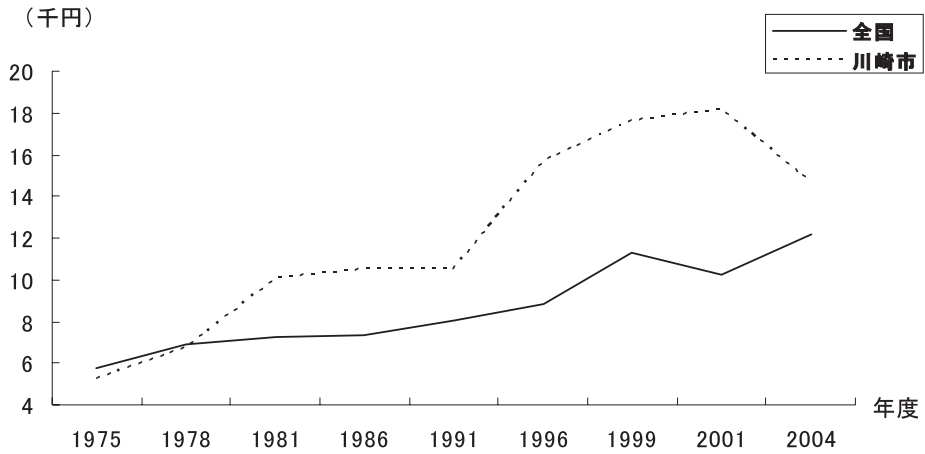


図29 従業員一人当たり県民税(法人)

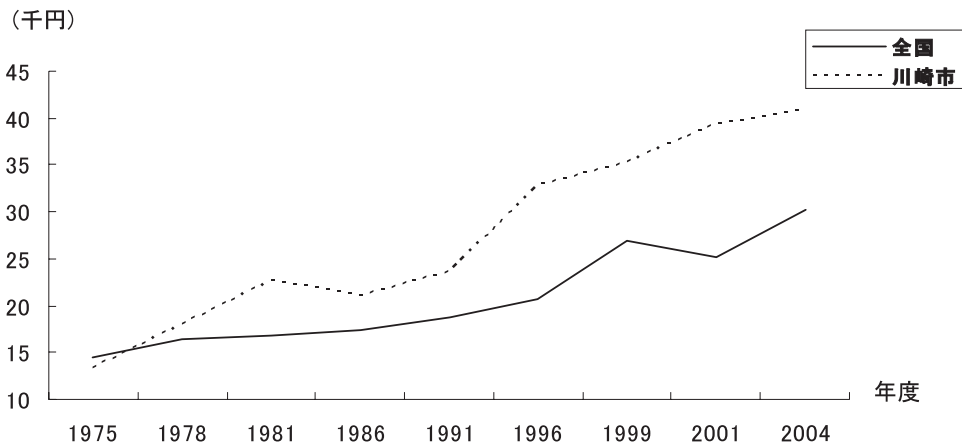


図30 従業員一人当たり市民税(法人)

続いて、事業所当り額の推移を見てみよう。図31は、基準としての、事業所当り国内（市内）総生産である。全国値も川崎市もともに、この期間、上昇している。この傾向は、従業者一人当り国内（市内）総生産の場合（図25）と同様である。川崎市が全国値を上回っている度合いは、1975年1.57だったが、2004年1.72に拡大している。しかし、その程度は、従業者一人当り国内（市内）総生産の場合（図25）ほど顕著ではなく、わずかな拡大に止まっている。

法人税（国税）、県民税（法人）、市町村民税（法人）の事業所当り税額の全国値が図32に、川崎市は図33に表示されている。3つの税目間の相互の順位関係などは、全国値でも川崎市でもほぼ同様である。最も低い県民税（法人）の税額を1.0としたときの割合は、2004年度で、全国値（図32）は法人税（国税）13.3、市町村民税（法人）2.6であり、川崎市（図33）は法人税（国税）8.2、市民税（法人）2.6である。要するに、川崎市の事業所当り法人税（国税）は全国値よりも相対的に低位にある。これは、川崎市に事業所は所在していても、法人税収（国税）が川崎市域を所管する税務署に収納されていないことを窺わせる。

事業所当りの法人税（国税）、県民税（法人）、市民税（法人）の、全国値と川崎市を比較したものが、それぞれ図34、図35、図36である。事業所当り法人税（国税）では、全国値も川崎市もほとんど違いは見られない。事業所当り県民税（法人）と市民税（法人）では、川崎市のほうがやや上回っていて、この傾向も安定している。これは、現行の県民税（法人）や市民税（法人）の課税・納税方式が、法人税（国税）の場合とは異なって、事業所の所在自治体にある程度の税収が帰着する構造になっているためと思われる。また、図36の事業所当り市民税（法人）の動向を従業者一人当り市民税（法人）の場合（図30）と比べると、この期間における全国値と川崎市の位置関係が図36ではほとんど変化がないことから、川崎市における事業所数の変動は、日本全体の動向とほぼ平行の関係にあったのではないかと推測される。

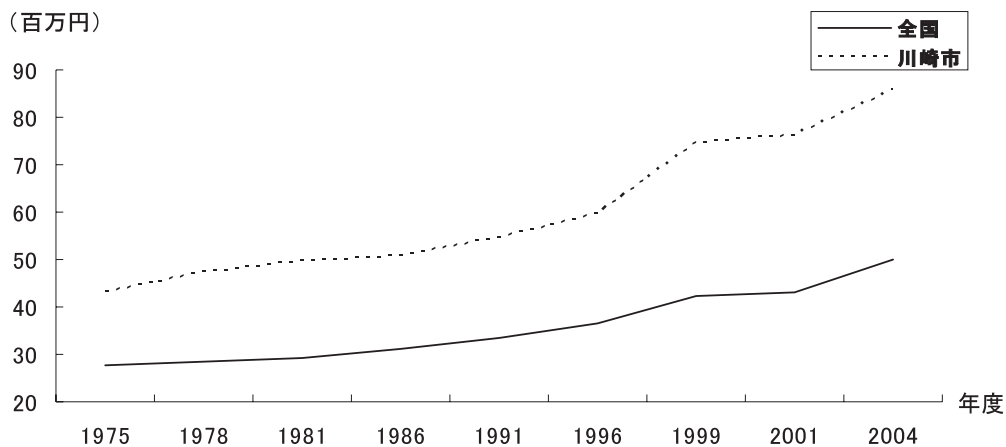


図31 事業所当り国内(市内)総生産の割合

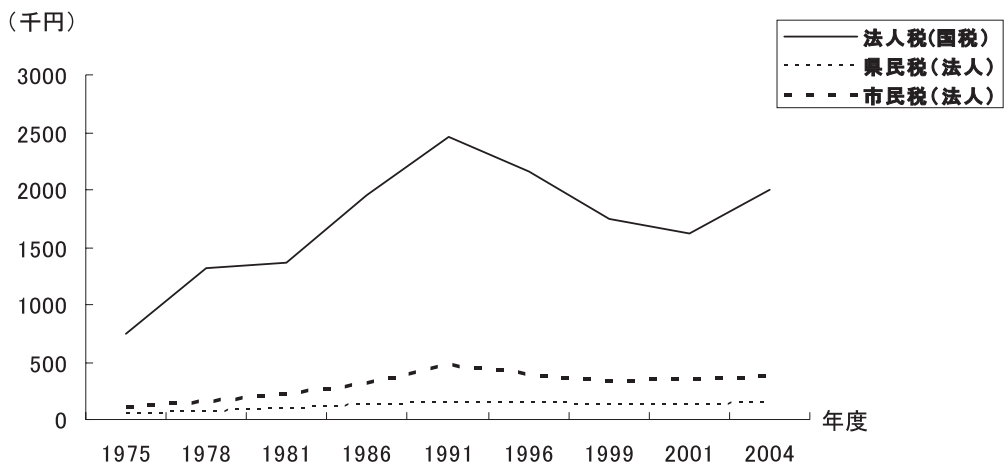


図32 事業所当り税額(全国)

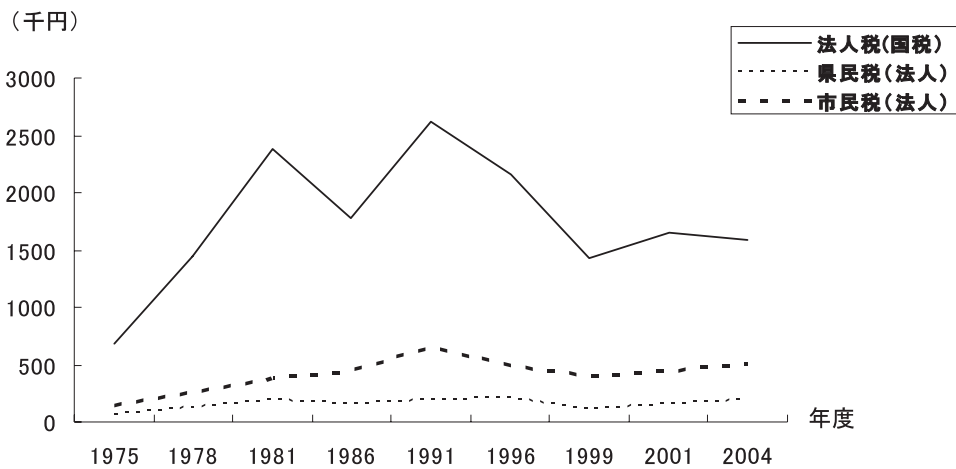


図33 事業所当り税額(川崎市)

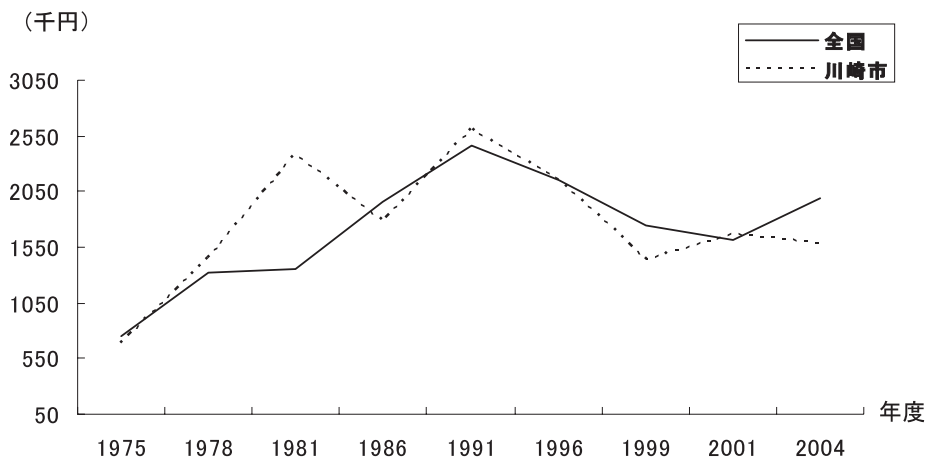


図34 事業所当り法人税(国税)

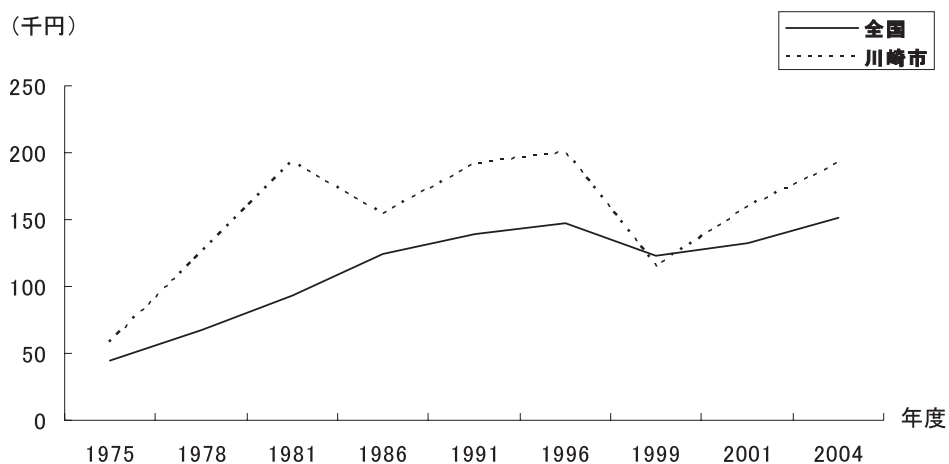


図35 事業所当り県民税(法人)

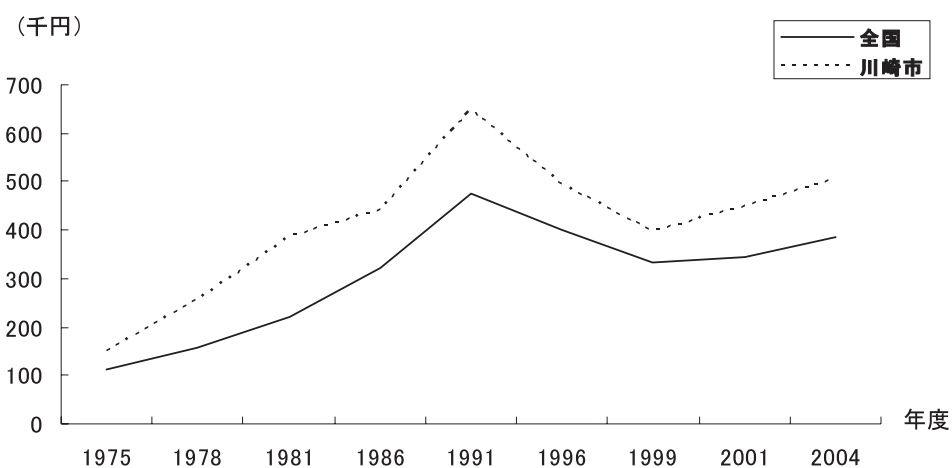


図36 事業所当り市民税(法人)

8. 結びに変えて

政令指定都市は、一般的には、他の一般の市町村に比べると、行政上の事務範囲・権限や財政的な裁量の余地が大きいものと理解されているが、税制に関しては、そうした特典や優遇措置はほとんど用意されていない。推測するに、政令指定都市には、税制面でのそうした措置を手当てしなくても、豊富な税源を反映して税収面では十分に潤沢だとみなされていたからではないか。しかし、現実には、とりわけ近年の景気低迷を反映した税収の伸び悩み状況から容易に推測できるように、大都市といえども、それどころか重厚長大産業を抱えた大都市なるがゆえに、川崎市の税収の落ち込みは顕著である。こうした事態に対しては、政令指定都市には、大都市特有の行財政ニーズがあり、それに対処するためにはやはり独自の税源・課税権を発揮して自前の財源調達力を確保すべだとの主張には、一定の合理性・妥当性があるだろう。

川崎市税収構造の特徴を具体的な個別税目に着目してまとめると、国税では、揮発油税の税収が全国的にみても突出している（図5）。県税の中では、県民税（個人）のウェイトが高い（図6）。市税の中では、事業所税が突出している（図4）。こうしたファクトファインディングは、税制固有の問題から生じている側面と、住民の居住動向、経済活動（従業者の配置、事業所の立地）などの状況によって生じている部分の複合的な結果である。その因果関係、相互作用などについてより確定的な言明には、さらに何らかの仮説あるいはモデル設定に基づく検証を必要とする。これらの点については、今後の課題としたい。

参考文献

- 田中隆之、原田博夫（2005年3月）「川崎市の成長構造と税収構造の変化－市民経済計算と税収データからのアプローチ」『イノベーション・クラスター形成に向けた川崎都市政策への提言：論文集（第1号）』専修大学大学院社会知性開発研究センター都市政策研究センター論文集
- 原田博夫、マウジダ・アブドワイト（2006年3月）「川崎市の税収構造—全国値との比較—」『イノベーション・クラスター形成に向けた川崎都市政策への提言：論文集（第2号）』専修大学大学院社会知性開発研究センター都市政策研究センター論文集
- 田中隆之、原田博夫（2006年3月）「川崎市の成長構造と税収構造の変化—市民経済計算と税収データからのアプローチ」『新産業政策研究かわさき』川崎市産業振興財団新産業政策研究所、第4号